

町田市民病院東棟、南棟上水揚水ポンプ交換修繕仕様書

1. 適用

本仕様書は、「町田市民病院東棟、南棟上水揚水ポンプ交換修繕」に適用する。

2. 契約の目的

この契約は、「町田市民病院東棟、南棟上水揚水ポンプ交換修繕」を受託者に委託し、長期使用に伴い、著しく劣化が進んでいる揚水ポンプを更新し、安定的に院内の上水の給水を維持することを目的とする。

3. 履行場所

町田市旭町2丁目15番41号 町田市民病院

4. 履行期限

契約確定日から2021年12月31日

5. 修繕概要

- (1) 既存揚水ポンプ撤去
- (2) 新規揚水ポンプ据付
- (3) 試運転調整等

6. 更新機器 (参考)

項目	仕様	数量	単位
東棟揚水ポンプ No.2 PW-1-2	型式 TN505X6ME5.5 川本製作所製 吐出量：0.16 m ³ /min 全揚程：68m 電動機：3φ400V 5.5kw	1	台
南棟揚水ポンプ No.1 PW-S1-1	型式 65MSN6 57.5B 荏原製作所製 吐出量：0.450 m ³ /min 全揚程：58.2m 電動機：3φ400V 7.5kw	1	〃
養生作業		1	式
既存ポンプ分解撤去		1	〃
新規ポンプ組立据付		1	〃
新旧機器搬入出	重量作業	1	〃
電気工事		1	〃
ポンプ心出し		1	〃
配管材料		1	〃
消耗材料		1	〃
試運転調整		1	〃

7. 一般事項

- (1) 調達対象物品の搬入、施工等のスケジュール及び内容については、施工要領書を提出し、担当職員と協議の上決定する。
- (2) 更新する機器は、既存の機器と互換性を保ち、全て最新の製品であり、新品とし日本工業規格（JIS）等に定められているものは、これらの規格品を使用すること。
- (3) 調達対象物品の搬入、設置及び旧物品の廃棄処分に関しては、すべて受注者の責任において行うこと。
- (4) 本修繕は仕様書によるほか、その他関係法規に基づき実施すること。
- (5) 本修繕の遂行上、諸手続き等が生じた場合は、すべて請負者が代行すること。
- (6) 本修繕の保証期間は、引き渡し日より1年間とする。保証期間中に、設備異常が発生した場合は、速やかに係員を派遣し、機器の取替、修理等の処置をすること。また、取替又は修理を行った箇所については、さらに、1年間の保証期間が生じるものとする。

8. 特記事項

- (1) 作業に関しては、町田市民病院の施設管理・運營業務の受託者と十分協議を行い、連携を図った上で作業を行うこと。
- (2) 履行場所での作業に関しては、町田市民病院電気主任技術者と綿密に協議し業務の妨げにならないよう配慮すること。
- (3) 本修繕中は、必要な養生を行い、建物等に損害を与える恐れのある場合は保護養生の措置を講じなければならない。また、建屋内での搬入出作業時においては、床の養生等を行い作業後に必ず清掃を行うこと。

9. 提出書類

- (1) 完成図書 2部
- (2) 試験成績書
- (3) 取扱説明書
- (4) 報告書
新設品等及び施工前・施工中・施工後を撮影し、ファイルに綴じて提出する。
なお、A4版縦、写真はカラーサービス版とする。
- (5) 産業廃棄物管理票 1式
- (6) その他、発注者の指示がある場合は、データによる提出を行うこと。

10. 車両の使用

契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の

削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

- (3) 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

11. 安全対策等

本修繕を実施するにあたり関係法令を順守し、施設及び第三者に損害を及ぼさないよう安全性の確保に十分留意し、損害を及ぼした場合の一切の費用等は受注者の責任において速やかに対処すること。また、事故が生じた場合は、速やかに担当職員に報告をして指示を仰ぐこと。

12. 定めのない事項

本仕様書に明記されていない事項であっても、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）平成31年版やその他関係法規に基づき実施すること。

13. その他

本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて双方協議の上実施する。